

第11期第6回小金井市男女平等推進審議会（令和7年度第1回）次第

日時：令和7年5月19日（月）

午前9時30分～11時30分

場所：前原暫定集会施設A会議室

1 議題

(1) （仮称）第7次男女共同参画行動計画（案）の策定について

ア 検討スケジュールについて

イ 市民懇談会について

ウ 子どもの意見聴取について

エ 男女共同参画を取り巻く動向について

(2) その他

2 報告事項

(1) 令和6年度男女共同参画室事業（報告）について

(2) 令和7年度男女共同参画室事業（予定）について

(3) その他

3 その他

4 配布資料

資料1 （仮称）第7次男女共同参画行動計画策定の工程表

資料2 （仮称）第7次男女共同参画行動計画策定にあたって～男女共同参画を取り巻く国・都の動向

資料3 小中学生アンケートの実施について

資料4 令和6年度男女共同参画室事業（報告）

資料5 令和7年度男女共同参画室事業（予定）

参考

1 第11期第5回（令和7年3月12日）会議録

2 苦情・相談申出処理状況報告書（令和6年度）

3 かたらい61号

4 第38回こがねいパレット記録集

■小金井市（仮称）第7次男女共同参画行動計画 工程表（案）

	令和7年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
現状と課題の把握													
社会情勢や政策動向の整理	適宜収集												
統計資料の整理	適宜収集												
市の関連計画の整理	適宜収集												
調査結果とりまとめ、課題分析													
計画の策定													
計画骨子案の作成													
計画素案の作成													
パブリックコメントの実施													
計画書・概要版の編集・校正													
計画書・概要版の印刷													
市民参加への対応													
実施内容の検討	準備						市民懇談会の検討						
意見聴取の実施			実施					実施					
内容のとりまとめ													
会議等													
庁内検討会議			①			②		③			④		
審議会			⑥			⑦		⑧		⑨	⑩	⑪	
議題	事業報告、男女共同参画を取り巻く動向、スケジュール			計画の骨子案、進捗状況確認、子どもの意見聴取結果報告			計画の素案、市民懇談会、ヒアリング、提言案の検討			計画の素案、市民懇談会報告、提言案の検討		提言の最終確認、パブリックコメント	
												答申案の最終確認	

(仮称)第7次男女共同参画行動計画策定にあたって

～男女共同参画を取り巻く国・都の動向 ～

1. 計画の位置づけ

男女共同参画計画、DV対策基本計画及び女性活躍推進計画の3計画を一体的に策定するとともに、新たな計画として、困難女性支援法に基づく、市町村基本計画を包含して策定する。

	男女共同参画計画	女性活躍推進計画	DV対策基本計画	困難女性支援基本計画
内容	男女共同参画を推進していくための施策の基本的方向や具体的な内容を定める計画	女性の職業生活における活躍を進めるための計画 ・推進計画 ・事業主行動計画	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る計画	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画
根拠法	男女共同参画社会基本法 第14条第3項	女性活躍推進法 第6条第2項 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	DV防止法 第2条の3第3項 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	困難女性支援法 第8条第3項 (困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)
国	第5次男女共同参画基本計画 R2.12閣議決定 (R12年度末までの基本認識とR7年度末までを見通した実施計画)	基本方針 R元.12改正 (女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針)	基本方針 R5.9改正 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針)	基本方針 R5.3閣議決定 (困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針)
都	東京都女性活躍推進計画 (東京都男女平等参画推進総合計画) R4.3策定		東京都配偶者暴力対策基本計画 (東京都男女平等参画推進総合計画) R4.3策定	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画 R6.3策定
市	第6次男女共同参画行動計画 計画期間：R3年度～R7年度			-
	-	(市町村女性活躍推進計画)	(市町村配偶者暴力対策基本計画)	(市町村困難女性支援基本計画)

2. 男女共同参画推進プラン改定のポイント

【法の施行・改正状況】

■ 女性活躍推進法(R4.10 改正法施行)

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

令和元年に、民間企業等の行動計画策定義務の対象拡大や情報公表の強化等を内容とする法改正、令和4年に制度改正により男女間の賃金差異・給与差異（国・地方公共団体）の公表が義務付けられた。

<基本原則>	<区市町村の役割>
● 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。 ● 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。 ● 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。	● 当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。 ● 地域の特性を踏まえた主体的な取り組みを推進する。また、女性やその家族からの相談・助言等に努めることとする。 ● 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

《基本方針の変更（R1.12）》 ※現行計画策定以降、変更なし

- ・女性の職業生活における活躍に関する情報の公表への追記
- ・女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定への追記
- ・中小企業における行動計画の策定の促進への追記

女性活躍推進法等の見直しについて、令和7年通常国会への提出を念頭に、以下について更なる検討が進められている。

- (1) 女性活躍推進法の期限…期限を10年間延長（令和18年3月31日まで）
- (2) 女性の活躍に関する情報の公表…対象の拡大及び「女性管理職比率」、「超過勤務の状況」、「育休取得の状況」を義務付け
- (3) 女性の健康課題に係る取組…指針改正により女性の健康課題に係る取組を促すこととともに、法律上も重要であることを明確化、優良企業（えるぼし、プラチナえるぼし）認定の仕組みにおいて、女性の健康支援に関するプラス認定を創設
- (4) 職場におけるハラスメント防止対策…ハラスメント防止対策を女性活躍に関する国の基本方針の規定事項に追加

■ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(R3.6 改正法施行)

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていることから、①政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進する、②国・地方公共団体の施策を強化することを目的として改正された。

< 基本理念 >	< 区市町村の役割 >
● 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。 ● 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。 ● 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。 ● <u>政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。【新設】</u>	● 地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。 ● 国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を<u>行うもの</u>とする。 ● <u>公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。</u> ● <u>公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。【新設】</u> ● <u>議会における審議を体験する機会の提供、講演会等の開催など、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。</u>

■ DV 防止法(R6.4改正法施行)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。

保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充、協議会の法定化などが改正された。

《基本方針の改正 (R5.9) 》

・国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、

- (1) 被害者の自立支援のための施策、
- (2) 国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力 を必要的記載事項とする

■ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(R6.4 施行)

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与する。

<基本原則>	<区市町村の役割>
● 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。 ● 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。 ● 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。	● 当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を策定（努力義務）。 ● 困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（女性相談支援員）を置くように努めることとする。 ● 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行う会議（支援調整会議）を組織するよう努めるものとする。

■ 育児・介護休業法(R7.4 改正法施行)

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが改正された。

- ① 子の看護休暇の見直し…対象となる子の範囲が小学校3年生修了まで拡大、取得事由の拡大、名称が「子の看護等休暇」に変更
- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大…小学校就学前の子を養育する労働者まで請求可能
- ③ 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加
- ④ 育児、介護のためのテレワーク導入…3歳未満の子を養育または要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、努力義務化
- ⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大…従業員数 300 人超の企業に公表義務が適用
- ⑥ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- ⑦ 介護離職防止のための雇用環境整備
- ⑧ 柔軟な働き方を実現するための措置等、⑨ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮（⑧⑨は、令和7年10月1日から施行）

■ 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針(R5.3決定)

令和 2 年 6 月「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間で「集中強化期間」として対策の強化に取り組んできた。

これまでの「集中強化期間」による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」にて、令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間で「更なる集中強化期間」と位置付けるとともに、同期間における関係府省の取組の方針を示すため、令和 5 年 3 月「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が決定された。

■ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(R5.6施行)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

<基本理念>	<区市町村の役割>
● 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、 その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである との理念にのっとり、 性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものである との認識の下に、 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する ことを旨として行われなければならない。	● 基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

【国・都の計画等】

■（国）第5次男女共同参画基本計画（R2.12 閣議決定）

<目指すべき社会>	<基本的方向性（強調している視点）>
①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、<u>公正で</u>多様性に富んだ、活力ある<u>持続可能な</u>社会 ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④<u>あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会</u>	●あらゆる分野における女性の<u>参画拡大</u> 政策・方針決定過程への女性の参画拡大、雇用、地域活動、科学技術・学術における男女共同参画の推進 など ●安全・安心な暮らしの実現 DVの根絶、生活上の困難に対する支援と<u>多様性の尊重</u>、<u>生涯を通じた健康支援</u>、<u>防災・復興、環境問題に対する男女共同参画</u>の推進 など ●男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 各種制度の整備、<u>男女双方の</u>意識改革・理解促進、国際的な協調・貢献 など ●推進体制の整備・強化 あらゆる分野への男女共同参画・女性活躍の視点の確保、地域における推進体制の強化 など

※「目指すべき社会は、当然のことながら、女性に対する暴力は根絶されている。また、『男性中心型労働慣行』から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会である」という考え方から、第4次計画③に記述されていた「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ」という文言が第5次計画では削除されている。

※赤字は第4次計画からの修正点。

■（国）第6次男女共同参画基本計画に向けた動き

- 令和6年12月…計画策定に向けた「基本的な考え方」についての内閣総理大臣からの諮問
- 令和6年12月下旬～…第6次計画策定に向けた論点整理、議論
- 令和7年夏～…「基本的な考え方」（素案）のとりまとめ
- 令和7年12月…閣議決定

(参考) 国の第4次計画と第5次計画との構成の違い

<第4次計画>

第1部 基本的な方針

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

I あらゆる分野における女性の活躍推進

第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第4分野 地域・農村漁村、環境分野における男女共同参画の推進

第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

第6分野 生涯を通じた女性の健康支援

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

<ポイント>

- ・ 第4次計画に引き続き、目的別の大分類となる3本柱を設定。
- ・ 新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して、以下の社会情勢の現状などを踏まえて策定された。

※人口減少社会、人生100年時代、法律・制度の整備、デジタル化への対応、女性に対する暴力根絶の社会運動、大規模災害、ジェンダー平等。

<第5次計画>

第1部 基本的な方針

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第3分野 地域における男女共同参画の推進

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

第6分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第8分野 生涯を通じた健康支援

※旧第6分野から移動。女性の、という文言を削除

第9分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

※旧第11分野から移動。旧第4分野（環境分野）の一部を統合

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第8分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第9分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第10分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

※国内の推進体制の充実・強化などが整理された

■（都）東京都男女平等参画推進総合計画（R4.3）

<基本理念>	<重点課題>
①男女が、性別により差別されことなく、その人権が尊重される社会 ②男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できる社会 ③男女が家庭生活及び社会活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会	● <u>誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり</u> ● <u>根強い固定的性別役割分担意識等の変革</u> ●男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

（参考）都の行動計画及び配偶者暴力対策基本計画と総合計画との構成の違い

<総合計画（H29.3）>

第1部 総合計画の基本方針

第2部 女性活躍推進計画の具体的施策

領域Ⅰ 働く場における女性の活躍

領域Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

- 1 生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現
- 2 地域における活動機会の拡大
- 3 男女平等参画を推進する社会づくり

領域Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

第3部 配偶者暴力

領域Ⅳ 配偶者暴力対策

- 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見
- 2 多様な相談体制の整備
- 3 安全な保護のための体制の整備
- 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備
- 5 関係機関・団体等の連携の推進
- 6 人材育成の推進と適切な苦情対応
- 7 調査研究の推進

領域Ⅴ 男女平等参画社会を阻害する様々な暴力への対策

- 1 性暴力被害者に対する支援
- 2 ストーカー被害者に対する支援
- 3 セクシュアル・ハラスメントの防止
- 4 性・暴力表現への対応

<総合計画（R4.3）>

第1部 総合計画の基本方針

第2部 女性活躍推進計画

第1章 ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進

- 1 生活と仕事を両立できる環境づくり
- 2 妊娠・出産・子育てに対する支援
- 3 介護に対する支援
- 4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止
- 5 起業等を目指す女性に対する支援
- 6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援
- 7 生涯を通じた男女の健康支援

第2章 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

- 1 生活と仕事における意識改革
- 2 教育・学習の充実
- 3 あらゆる分野における女性の参画拡大

第3章 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

第3部 配偶者暴力対策基本計画

第2章 配偶者暴力対策

- 1 ～ 5 修正なし
- 6 人材育成の推進
- 7 二次被害防止と適切な苦情対応
- 8 調査研究の推進

第3章 男女平等参画社会を阻害する様々な暴力への対策

- 1 性暴力被害者に対する支援
- 2 ストーカー被害者に対する支援
- 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止
- 4 性・暴力表現等への対応

■（都）東京都性自認及び性的指向に関する基本計画（R5.3）

<基本方針>	<施策の柱>
①性的マイノリティ当事者に寄り添う ②多様な性に関する相互理解を一層推進する ③東京に集う誰もが共に支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す	①相談・支援体制の充実 ②啓発・教育の推進 ③職員理解の推進 ④庁内外の取組の推進

■（都）困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画（R6.3）

<計画の理念>	<基本目標>
困難な問題を抱える女性の 人権の擁護 を図るとともに、 男女平等の実現 に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、 本人の意思が尊重 されながら、 安全にかつ安心して自立した生活 を送ることができる東京の実現	①対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供 ②本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施 ③同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化 ④困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進 ⑤女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進

【その他】

■ 持続可能な開発目標（SDGs）

国際研究機関の SDSN が 2024 年 6 月に公表した、世界各国の SDGs の達成状況をまとめたレポートによると、全体順位は 167 カ国中 18 位とアジアでは最高順位であったものの、SDGs の 5 番目の目標の「ジェンダー平等」では、4 段階の評価のなかで最低評価の「最重要課題」と指摘された。

そのなかでも特に、「賃金格差」や「女性議員比率」が低評価となっている。「賃金格差」では男性の賃金中央値と女性の賃金中央値は 21.35% の差が開いた。「女性議員比率」はアジア地域のなかで、最も低い値となった。



■ 男女共同参画を取り巻くその他のキーワード

働き方の二極化 (正規・非正規)	正規と非正規との行き来が極めて難しく、働き方が二極化し、多様な働き方に対応できなくなっている。また、非正規労働には処遇面（給与・昇進・雇用安定・キャリア形成）などの問題があり、正規労働においては長時間労働やサービス残業などの問題がある。
M字（型）曲線 (M字カーブ)	女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表した場合、主に30歳代をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字曲線という。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという働き方を選択する女性が多いことが原因といわれている。近年、解消しつつあるといわれている。
L字カーブ	正規雇用で働く女性の年齢階級別比率が、学校卒業後20歳代でピークに達し、その後一貫して下がり続ける。それをグラフ化した時の形がアルファベットの「L」の字の形に似た曲線を描くことから名付けられた。
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	自分の経験や育った環境、社会属性によって、自分でも気づかないうちに持つようになった物事の見方や考え方のゆがみ・偏りのこと。
ジェンダー統計	国連の定義では、「ジェンダー統計とは、生活のあらゆる分野の女性と男性の状況における差異及び不平等を適切に反映している統計」と定義されている。社会的・文化的に形成された男女の生活や意識における偏り、格差、差別を明らかにする統計であり、データが性別に収集・表章されること、ジェンダー問題を映し出していること、男女の多様性を反映していることなどがその要件とされている。
フェムテック・フェムケア	「フェムテック」は、「Female（女性）」＋「Technology（技術）」の造語で、生理や更年期など女性特有の悩みを先進的な技術で解決することを指す。「フェムケア」は、特定のテクノロジーによらず、様々な方法で女性特有の健康課題をケアする製品・サービスの総称である。 フェムテック・フェムケアは、自社の従業員の生産性向上のため、企業が積極的に導入する動きもある。経済産業省では、令和3年度から、フェムテックを活用した働く女性の就業継続支援事業（補助事業）を実施している。
令和モデル	「男性は仕事」「女性は家庭」という、いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦から成る家庭を前提とした制度、固定的な性別役割分担を前提とした長時間労働や転勤を当然とする雇用慣行等を「昭和モデル」だとすると、「令和モデル」とは、職業観・家庭観が大きく変化する中、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が実現した姿のこと。
STEM教育	STEM教育は、科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、数学（Mathematics）の頭文字を取ったもので、これらの分野を統合的に学ぶ教育手法のことをいう。 令和6年に開催された「APEC女性と経済フォーラム」において、STEM分野における女性の活躍促進が閣僚声明として発信された。

3. 小金井市第6次男女共同参画行動計画(現行計画)の状況

【条例】

小金井市男女平等基本条例

【基本理念】

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして

【施策体系】

基本目標	主要課題
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画） 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策 5 生涯を通じた心と身体健康支援 6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 家庭における男女共同参画の推進 2 働く場における男女共同参画の推進 3 女性の活躍と多様な働き方への支援 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画 2 市民参加・協働による男女共同参画の推進 3 推進体制の充実・強化

- 現在の計画においても、取り組みの分野はすでに網羅されている。 → 個別施策における具体的な取組状況の整理と充実が中心。
- 新たな法律（困難女性支援法）への対応が必要となる。 → 位置づけ方法について、今後検討する。

【小学6年生・中学校3年生】

No	設問		選択肢				
1	「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある。	選択は1つ	そう思う	どちらかというと思う	どちらかというと思わない	そう思わない	
2	(将来の仕事について) 性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う。	選択は1つ	そう思う	どちらかというと思う	どちらかというと思わない	そう思わない	
3	「男の子だから」「女の子だから」と先生に言われたことがある。	選択は1つ	あてはまる	どちらかというにあてはまる	どちらかというにあてはまらない	あてはまらない	
4	「男の子だから」「女の子だから」と親(保護者)に言われたことがある。	選択は1つ	あてはまる	どちらかというにあてはまる	どちらかというにあてはまらない	あてはまらない	
5	「男の子だから」「女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われたことがある。	選択は1つ	あてはまる	どちらかというにあてはまる	どちらかというにあてはまらない	あてはまらない	
6	「男の子だから」「女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われたことがある。	選択は1つ	あてはまる	どちらかというにあてはまる	どちらかというにあてはまらない	あてはまらない	
7	性別を理由に、思ったことが言えなかったことがある。	選択は1つ	あてはまる	どちらかというにあてはまる	どちらかというにあてはまらない	あてはまらない	
8	算数・理科の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。	選択は1つ	男性の方が得意	どちらかというと男性の方が得意	性別による差はない	どちらかというと女性の方が得意	女性の方が得意
9	国語・英語の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。	選択は1つ	男性の方が得意	どちらかというと男性の方が得意	性別による差はない	どちらかというと女性の方が得意	女性の方が得意
10	家事の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。	選択は1つ	男性の方が得意	どちらかというと男性の方が得意	性別による差はない	どちらかというと女性の方が得意	女性の方が得意
11	育児の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。	選択は1つ	男性の方が得意	どちらかというと男性の方が得意	性別による差はない	どちらかというと女性の方が得意	女性の方が得意
12	あなたが考える男女平等について、自由なご意見をお聞かせください	任意					
13	性別	選択は1つ	男性	女性	回答しない		
14	学校名	選択は1つ					
15	クラス	選択は1つ					

※ No.8の「算数」は、中学生用には「数学」と置き換える

小金井市立小学校長 様

男女共同参画担当課長 北村 奈美子
(公印省略)

(仮称) 第7次男女共同参画行動計画策定に伴う小学生アンケートの実施について (依頼)

平素より市の男女共同参画施策の推進にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。
標記の件について、下記のとおり実施しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 目的

(仮称) 第7次男女共同参画行動計画 (令和8～12年度) を策定するにあたり、小学生に「性別による無意識の思い込み」に係るアンケートを行い、計画づくりの参考とします。
また、子どもの意見表明の機会及び男女平等社会への意識付けの機会とします。

2 調査対象

市内公立小学校6年生 (クロームブックが貸与されている全児童)

3 調査時期

令和7年5月9日 (金) ～5月19日 (月)

4 回答方法

クロームブックで回答。各校共有ドライブ内に「男女共同参画室アンケート.pdf」を格納しております。資料記載のURLを児童に案内してください。

5 アンケート内容 (所要時間10分程度)

- (1) 「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある。
- (2) (将来の仕事について) 性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う。
- (3) 「男の子だから」「女の子だから」と先生に言われたことがある。
- (4) 「男の子だから」「女の子だから」と親 (保護者) に言われたことがある。
- (5) 「男の子だから」「女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われたことがある。
- (6) 「男の子だから」「女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われたことがある。
- (7) 性別を理由に、思ったことが言えなかったことがある。
- (8) 算数や理科の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。
- (9) 国語や英語の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。
- (10) 家事の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

- (11) 育児の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。
- (12) あなたが考える男女平等について、自由なご意見をお聞かせください。
- (13) 性別、学校名、クラス

6 その他

特別支援学級については、可能な範囲でご対応をお願いします。その他、ご不明な点等がございましたら担当までお問い合わせください。

【担当・問い合わせ先】

企画政策課男女共同参画室 北村、藤榮

電話：042-387-9853 内線（2304）

E-mail：S010303@koganei-shi.jp

事務連絡
令和7年5月7日

小金井市立中学校長 様

男女共同参画担当課長 北村 奈美子
(公印省略)

(仮称) 第7次男女共同参画行動計画策定に伴う中学生アンケートの実施について (依頼)

平素より市の男女共同参画施策の推進にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。
標記の件について、下記のとおり実施しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 目的

(仮称) 第7次男女共同参画行動計画 (令和8～12年度) を策定するにあたり、中学生に「性別による無意識の思い込み」に係るアンケートを行い、計画づくりの参考とします。
また、子どもの意見表明の機会及び男女平等社会への意識付けの機会とします。

2 調査対象

市内公立中学校3年生 (クロームブックが貸与されている全生徒)

3 調査時期

令和7年5月9日 (金) ～5月19日 (月)

4 回答方法

クロームブックで回答。各校共有ドライブ内に「男女共同参画室アンケート.pdf」を格納しております。資料記載のURLを生徒に案内してください。

5 アンケート内容 (所要時間10分程度)

- (1) 「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある。
- (2) (将来の仕事について) 性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う。
- (3) 「男の子だから」「女の子だから」と先生に言われたことがある。
- (4) 「男の子だから」「女の子だから」と親 (保護者) に言われたことがある。
- (5) 「男の子だから」「女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われたことがある。
- (6) 「男の子だから」「女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われたことがある。
- (7) 性別を理由に、思ったことが言えなかったことがある。
- (8) 数学や理科の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。
- (9) 国語や英語の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。
- (10) 家事の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

- (11) 育児の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。
- (12) あなたが考える男女平等について、自由なご意見をお聞かせください。
- (13) 性別、学校名、クラス

6 その他

特別支援学級については、可能な範囲でご対応をお願いします。その他、ご不明な点等がございましたら担当までお問い合わせください。

【担当・問い合わせ先】

企画政策課男女共同参画室 北村、藤榮

電話：042-387-9853 内線（2304）

E-mail：S010303@koganei-shi.jp



男女平等についてのアンケート

小金井市企画政策課男女共同参画室

01test@koganei.ed.jp [アカウントを切り替える](#)



* 必須の質問です

メール *

☐ 返信に表示するメールアドレスとして 01test@koganei.ed.jp を記録する

小金井市の男女平等についてのアンケート ご協力をお願い

小金井市は平成 8 年に「[男女平等都市](#)」を宣言し、誰もが人間として尊ばれ、個性にあった生き方を自由に選べる社会を目指して、さまざまな取組を進めています。

このアンケート調査は、小金井市の小学校 6 年生、中学校 3 年生のみなさんが普段感じていることについて、教えていただくものです。

調査結果は、これからの小金井市の男女共同参画の計画づくりに生かしたいと考えていますので、みなさんのご協力をお願いします。

しめ切り：5月19日(月)までに回答してください。

～回答にあたって～

この調査は、誰が答えたか分からないようになっています。答えが先生に知られることはありませんし、成績には関係しません。

答えたくない、答えられない質問は飛ばしてかまいません。

調査の結果は、集計して、これからの小金井市の男女共同参画の計画づくりの参考にする目的以外には使用しません。

チェックして「次へ」を押してください。 *

☐ 内容を確認しました。

次へ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 小金井市教育委員会 内部で作成されました。
このフォームが不審だと思われる場合 [報告](#)

Google フォーム



男女平等についてのアンケート

01test@koganei.ed.jp アカウントを切り替える



このフォームを送信すると、メールアドレスが記録されます

* 必須の質問です

1 「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある。

- ☐ そう思う
- ☐ どちらかというと思う
- ☐ どちらかというと思わない
- ☐ そう思わない

2 (将来の仕事について) 性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う。

- ☐ そう思う
- ☐ どちらかというと思う
- ☐ どちらかというと思わない
- ☐ そう思わない

3 「男の子だから」「女の子だから」と先生に言われたことがある。

- ☐ あてはまる
- ☐ どちらかというあてはまる
- ☐ どちらかというあてはまらない
- ☐ あてはまらない

4 「男の子だから」「女の子だから」と親(保護者)に言われたことがある。

- ☐ あてはまる
- ☐ どちらかというあてはまる
- ☐ どちらかというあてはまらない
- ☐ あてはまらない

5 「男の子だから」「女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われたことがある。

- ☐ あてはまる
- ☐ どちらかというあてはまる
- ☐ どちらかというあてはまらない
- ☐ あてはまらない

6 「男の子だから」「女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われたことがある。

- ☐ あてはまる
- ☐ どちらかというあてはまる
- ☐ どちらかというあてはまらない
- ☐ あてはまらない

7 性別を理由に、思ったことが言えなかったことがある。

- ☐ あてはまる
- ☐ どちらかというあてはまる
- ☐ どちらかというあてはまらない
- ☐ あてはまらない

8 算数・理科の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

- ☐ 男性の方が得意
- ☐ どちらかというと男性の方が得意
- ☐ 性別による差はない
- ☐ どちらかというと女性の方が得意
- ☐ 女性の方が得意

9 国語・英語の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

- ☐ 男性の方が得意
- ☐ どちらかというと男性の方が得意
- ☐ 性別による差はない
- ☐ どちらかというと女性の方が得意
- ☐ 女性の方が得意

10 家事の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

- ☐ 男性の方が得意
- ☐ どちらかというと男性の方が得意
- ☐ 性別による差はない
- ☐ どちらかというと女性の方が得意
- ☐ 女性の方が得意

11 育児の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

- ☐ 男性の方が得意
- ☐ どちらかというと男性の方が得意
- ☐ 性別による差はない
- ☐ どちらかというと女性の方が得意
- ☐ 女性の方が得意

12 あなたが考える男女平等について、自由なご意見をお聞かせください。

回答を入力

13 性別

- ☐ 男性
- ☐ 女性
- ☐ 回答しない

14 学校名 *

選択 ▼

15 クラス *

選択 ▼

戻る

送信

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 小金井市教育委員会 内部で作成されました。
このフォームが不審だと思われる場合 [報告](#)

Google フォーム

男女平等都市宣言

平成8年12月3日

告示第99号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかけがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

令和 6 年度 男女共同参画室事業（報告）

1 市民参加による事業

(1) 第 38 回こがねいパレット 開催内容

開 催 日	11. 2	場 所	市役所第二庁舎 801 会議室
テ ー マ	みんなとちがってもいいじゃない		
内 容	・ 香山リカさんによる講演 ・ こがねいパレットに賛同する団体の紹介		
参加人数	38 人		

(2) 情報誌「かたらい」発行

号 数	内容（特別企画、特集）	発 行
60 号	「家族の在り方」について考える	令和 6 年 9 月 2, 600 部
61 号	多様性・自分らしく輝く	令和 7 年 3 月 2, 600 部

2 男女共同参画シンポジウムの開催

開 催 日	7. 20	場 所	前原暫定集会施設 A 会議室
テ ー マ	ジェンダー統計からみる男女共同参画の現状と課題 ～小金井市民の男女平等観の問題点は？～		
内 容	杉橋 やよいさん（専修大学経済学部教授）による講演		
参加人数	10 人		

3 女性総合相談の実施

実 施 方 法	専門機関に委託（来所相談または電話相談）
相 談 日 時	原則、毎週金曜日と第 2 木曜日 午後 1 時 30 分～4 時 30 分
相 談 場 所	市民相談室
相 談 件 数	148 件

4 再就職支援講座の実施

開催日	12.6	場所	市民会館萌え木ホールA B会議室
テーマ	私らしい働き方をみつけよう ～変化する時代に合わせて～		
内容	・中桐桂さん（キャリアコンサルタント）による講演 ・就職支援ナビゲーターによる個別相談会（希望者のみ）		
参加人数	9人（うち個別相談2人）		

5 配偶者暴力・ストーカー被害者に対する個人情報保護の支援措置

6 DV防止普及啓発パネル展の開催

開催日	11.12～11.25	場所	第二庁舎正面玄関
内容	DV防止普及啓発に係るパネル等の展示		

7 広報を通じた周知・啓発

(1) 市報 男女共同参画室の「みんなのひろば」等掲載内容

毎月15日号	・女性総合相談のお知らせ
4／1号	・こがねいパレット実行委員募集
4／15号	・「東京レインボープライド2024」に出展します
5／1号	・男女平等推進審議会日程のお知らせ
6／15号	・男女共同参画シンポジウムジェンダー統計からみる男女共同参画の現状と課題 ・6月23日～29日は男女共同参画週間
7／15号	・男女平等推進審議会開催日程のお知らせ
9／15号	・（仮称）第7次男女共同参画行動計画策定に係る市民意識調査を実施 ・こがねいパレット市民活動展示コーナー 参加団体・グループ募集
10／1号	・こがねいパレット講演会
10／15号	・男女共同参画情報誌「かたらい」60号を発行 ・男女平等推進審議会開催日程のお知らせ
11／1号	◎特集 誰もが“自分らしく”いられる社会に ・11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

	・ D V 相談先の案内 ・ D V 防止普及啓発パネル展を開催 ・ 女性のための再就職支援講座「私らしい働き方をみつけよう」 ・ パートナースhip宣誓制度 ・ 国内研修事業の参加者に費用の一部を補助 ・ 男性のための悩み相談 ・ 女性総合相談をご利用ください ・ 男女平等に関する「苦情」・「相談」窓口
12 / 15 号	・ 男女平等推進審議会開催日程のお知らせ
1 / 15 号	・ 性の多様性への理解促進講座
2 / 1 号	・ 男女共同参画情報誌かたらい編集委員募集 ・ 性の多様性への理解促進パネル展を開催
3 / 1 号	・ 男女平等推進審議会開催日程のお知らせ ・ 第6次男女共同参画行動計画推進状況調査の報告

※市報のほか、市ホームページや X (旧 Twitter)、LINE 等で周知・啓発を行いました。

8 印刷物等を通じた啓発事業、情報提供等

- (1) 男女平等都市宣言普及啓発冊子「新成人のみなさんへ」(成人式配付物) 800部(3課共同印刷)
- (2) D V 相談緊急連絡先広報カード(市施設女子トイレ・第二庁舎入口等に設置)

9 性の多様性への理解促進講座等の実施

(1) 市民向け講座

開催日	2. 8	場所	前原暫定集会施設 A 会議室
テーマ	L G B T Q について考える～当事者が抱える悩みと市民一人ひとりができること～		
内容	L G B T 法連合会事務局 西山 朗さん・青柳 江理さんによる講演		
参加人数	6 人		

(2) 職員向け研修

開催日	10. 29	場所	前原暫定集会施設 A 会議室
-----	--------	----	----------------

テ　　マ	「性の多様性を尊重する」とはどういうことか
内　　　容	渡辺大輔さん（埼玉大学ダイバーシティ推進センター准教授）による研修
参　加　人　数	29人

(3) 性の多様性への理解促進パネル展の開催

開　催　日	2. 3～2. 14	場　所	第二庁舎正面玄関
内　　　容	性の多様性への理解促進に係るパネル等の展示		

10 若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業

(1) 居場所事業

開　催　回　数	12回	場　所	連携自治体各施設
延べ参加人数	102人		

(2) 教育関係事業

開　催　回　数	28回	場　所	連携自治体学校等
延べ参加人数	2, 262人		

令和 7 年度 男女共同参画室事業（予定）

- 1 若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業
多摩 9 市連携による居場所事業
- 2 男女共同参画週間（6 月 23 日～29 日）
 - (1) 第 2 庁舎ロビーでポスター掲示、啓発物品の配布
 - (2) 図書館本館で関連図書の展示・貸出
- 3 男女共同参画シンポジウム
開催日：7 月 5 日（土）午後 2 時～
場 所：市民会館萌え木ホール
内 容：講演会「女性支援法とは？－社会を変える第一歩－」
講 師：戒能民江さん
- 4 市民参加による事業
 - (1) 第 39 回こがねいパレット（11 月開催予定）
 - (2) 情報誌「かたらい」発行（9 月、3 月の年 2 回発行）
- 5 女性総合相談
原則、毎週金曜日と第 2・4 木曜日。1 日 3 人
- 6 配偶者暴力・ストーカー被害者に対する個人情報保護の支援措置
- 7 女性に対する暴力をなくす運動（11 月 12 日～25 日）
DV 防止啓発パネル展
- 8 女性のための再就職支援講座（12 月開催予定）
- 9 広報を通じた周知・啓発
市報のほか、随時、ホームページや X（旧 Twitter）で事業の周知・啓発を行う。

10 印刷物を通じた啓発事業、情報提供等

- (1) 男女平等都市宣言普及啓発冊子「新成人のみなさんへ」
- (2) DV相談緊急連絡先広報カード
- (3) DV防止普及啓発冊子「知っておきたいデートDV」、「知っていますか？身近なDV」
- (4) 女性総合相談広報カード
- (5) パートナーシップ宣誓制度周知リーフレット（新規作成）

11 性の多様性への理解促進事業

- (1) 性の多様性への理解促進のための職員研修（10月予定）
- (2) 性の多様性への理解促進のための市民向け講座（2月予定）
- (3) 性の多様性パネル展（2月予定）

令和 7 年度 第 1 1 期審議会スケジュール（予定）

回	開催日	主な議題等
第 1 回	5/19	・ 事業報告 ・ 男女共同参画を取り巻く動向 ・ (仮称)第 7 次行動計画策定スケジュール
(事務局)		・ 子どもの意見聴取(小中学生アンケート)の実施及び結果の取りまとめ ・ (仮称)第 7 次行動計画の施策に係る各課調査
第 2 回	7 月 予定	・ 子どもの意見聴取結果報告 ・ 計画策定に当たっての基本的な考え方について ・ (仮称)第 7 次行動計画の骨子案 ・ 行動計画の推進状況調査（令和 6 年度実績）について ➡ 調査報告の説明、意見交換等 ➡ 「意見・質問シート」の委員提出依頼(〆切 8 月上旬)
(事務局)		・ 「意見・質問シート」の取りまとめ ・ 各課へ質問照会、回答作成 ➡ まとまり次第、委員にメール報告 ・ ヒアリング課の決定 ➡ 決定次第、委員にメール報告 ・ 提言（案）の骨子作成
第 3 回	10 月 予定	※ 審議会開催前にヒアリング実施（15 分程度） ・ 推進状況調査報告（令和 6 年度実績）について ➡ 委員の「意見・質問シート」報告 ➡ 各課からの回答について ➡ 意見交換、全体を通しての意見等 ・ 提言（案）について ・ (仮称)第 7 次行動計画の素案 ・ 市民懇談会について
(事務局)		・ 「推進状況調査報告書」の作成 ・ 提言（案）の作成

市民 懇談会	11 月 (上旬) 予定	・ (仮称) 第 7 次行動計画 (素案) に関する市民懇談会
(事務局)		・ 第 1 2 期委員公募
第 4 回	11 月 (下旬) 予定	・ (仮称) 第 7 次行動計画の素案 ・ 市民懇談会の報告 ・ 提言 (案) の検討 ・ 「推進状況調査報告書」配布
(事務局)		・ 提言 (案) の修正作業 ・ (仮称) 第 7 次行動計画 (素案) に対するパブリックコメントの実施
第 5 回	2 月 (上旬) 予定	・ 提言 (案) の最終確認 ・ パブリックコメントの結果報告 ・ (仮称) 第 7 次行動計画の答申 (案) の検討
(事務局)		・ パブリックコメント結果 (回答) の公表
第 6 回	2 月 (下旬) 予定	・ (仮称) 第 7 次行動計画の答申 (案) の最終確認
(事務局)		・ 最終調整
3 月末		➡ 市長に提言及び答申提出